

令和3年2月5日

Go To Eat キャンペーンおきなわ 食事券ご利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う沖縄県独自の緊急事態宣言の期間が、2月28日(日)まで延長されたことを受けて、今後のGo To イートの事業継続を沖縄県と協議した結果、令和3年2月8日(月)より下記の運用とさせていただきます。

緊急事態宣言の趣旨を十分に汲み取った上ではありますが、下記事項について同意していただいた上で食事券をご購入・ご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 内容1 営業時間短縮の要請期間におけるGo To Eat キャンペーンおきなわプレミアム食事券(紙・電子)については、沖縄県全域で夜8時以降の*利用を控えていただくようお願いします。
- 時短要請期間(現在): 令和3年1月22日(金)～2月7日(日)
時短要請期間(延長): 令和3年2月8日(月)～2月28日(日)
- *ただし、テイクアウト(持ち帰り)とデリバリー(配達)での利用は可能
- 内容2 プレミアム食事券(紙・電子)は、Go To Eat キャンペーンおきなわ加盟店登録済みの飲食店が運営するテイクアウト(持ち帰り)とデリバリー(配達)の利用を推奨します。
- 内容3 5名以上の単位での飲食に食事券はご利用できません。(ご利用は最大4名まで)
ただし以下の場合には例外となります
※同居する1家族で利用する場合は、制限の対象外(親と子、祖父母と孫など)
※5名以上で利用する場合であっても、以下の条件付きで利用可能(テーブルの間隔を空ける・アクリル板で仕切る等、4人以下の単位となる席の配置が可能な場合に限る)
※高齢者・障害者の介助者、未就学児童は制限人数に含みません
- 内容4 2時間を超える飲食はお控えください。
- 内容5 上記の内容1～4について、緊急事態宣言の趣旨(外出自粛の要請)をご理解いただいた上で、ご利用ください。
- ※プレミアム食事券(紙・電子)は、令和3年6月30日(水)までご利用いただけます。

<Go To Eat キャンペーンおきなわ事務局>
<沖縄県>